

電気通信事業法施行規則及び電気通信事業報告規則の 一部を改正する省令の概要

1 改正の理由

情報通信審議会答申「2020年代に向けた情報通信政策の在り方―世界最高レベルの情報通信基盤の更なる普及・発展に向けて―」（平成26年12月18日。以下「2020答申」という。）の「2020年代に向けた情報通信の展望と目指すべき姿」において、第4世代移動通信システムの導入による移動通信の高速化、光ファイバ基盤の利活用推進によるイノベーション促進、MVNOの更なる普及促進のための環境整備等が挙げられており、これらに関する情報の的確な把握が必要となっている。

また、情報通信審議会答申「加入光ファイバに係る接続制度の在り方について」（平成27年9月14日。以下「接続答申」という。）においては、「自己設置」「接続」「卸役務」の提供形態を踏まえてFTTH市場における競争状況に関する検証を行うことが求められている。

これらを踏まえるとともに、近年の市場環境の変化に対応し、電気通信事業分野の市場動向の適切な分析・検証に必要な情報を把握するため、ひいては適切な行政運営の確保を通じたICT基盤政策の推進に向けて、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「施行規則」という。）及び電気通信事業報告規則（昭和63年郵政省令第46号。以下「報告規則」という。）について改正を行うものである。

2 改正の概要

改正事項及びその概要は以下のとおり。

① LTE-Advanced サービスの提供に伴う規定の整備

【改正等を行う条項】

- ・ 施行規則様式第1、様式第4、様式第8、様式第38の8及び様式第38の9
- ・ 報告規則第1条、第2条、第2条の2、様式第3第1表、様式第3第2表、様式第12、様式第20の2及び様式第20の3

【改正の内容】

3.5GHz帯を使用したLTE-Advancedサービスについては、平成28年春以降に新たに提供が開始される予定であるが、「三・九世代移動通信システム」とは通信方式等が一部異なり、現行の施行規則及び報告規則における「三・九世代移動通信システム」の定義に当てはまらないことから、施行規則及び報告規則の規定を整備するもの。

② FTTH アクセスサービスのうち自己設置及び接続に係る契約数の把握

【改正等を行う条項】

報告規則様式第 8 第 1 表

【改正の内容】

2020 答申、接続答申等を踏まえ、FTTH 市場における競争の状況に関する検証を行うため、「自己設置」及び「接続」のそれぞれの契約数を把握するもの。

③ 卸電気通信役務により提供する FTTH アクセスサービスの契約数等の把握

【改正等を行う条項】

報告規則第 2 条及び様式第 8 第 2 表（新規追加）

【改正の内容】

2020 答申、接続答申等を踏まえ、卸電気通信役務により提供する FTTH アクセスサービスに関する分析及び検証を行うため、当該契約数等を把握するもの。

④ FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者の契約数等の把握

【改正等を行う条項】

報告規則第 2 条、様式第 8 の 2 及び様式第 8 の 3（新規追加）

【改正の内容】

2020 答申、接続答申等を踏まえ、FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者のほか、当該電気通信事業者から FTTH アクセスサービスに係る卸電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者について分析及び検証を行うため、これら事業者の契約数、事業者数等を把握するもの。

⑤ 仮想移動電気通信サービスのより充実した把握

【改正等を行う条項】

報告規則第 2 条、様式第 15 の 2 及び様式第 15 の 2 の 2（新規追加）

【改正の内容】

MVNO 事業の進展に伴い、一次 MVNO（MNO と直接卸電気通信役務の契約又は接続の協定を締結し、仮想移動電気通信サービスを提供する者）から無線ネットワークを借りてサービス提供を行う二次以降の MVNO の事業も拡大していることから、二次以降の MVNO の事業者名等についても把握するとともに、多様化する MVNO のサービスの状況等を踏まえ、契約数を類型別に分けて把握するもの。

※上記のほか、報告規則の様式の技術的修正についても行う。

3 施行期日

公布の日から施行し、改正後の報告規則の規定は、報告期限が平成 28 年 4 月 1 日以降である報告から適用する。